

討 論 報 告 書

土浦市議会基本条例（平成２６年土浦市条例第７１号）第１９条に規定する政策討論会を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

１ 日 時 令和５年７月３日（月） 午後２時から午後３時２５分まで

２ 場 所 土浦市議会第１委員会室

３ 出席議員 ２２名

４ 政策討論会の議題

台風２号豪雨により被害を受けた農家への支援策について

５ 討論の結果

議題に対する討論会において、主に以下の意見がありました。

（１）手野・田村・沖宿地区の蓮田冠水の一因となった排水ポンプの老朽化対策などについて

- 土地改良区所有の排水ポンプを更新には多額の改良区負担が生じることから、国・県等にその負担に対する支援を求めるべきである。
- 排水路の機能維持のため、浚渫に係る費用に対する支援を求めるべきである。
- 排水ポンプに集まってくる大量の木やごみの処分に対する支援を求めるべきである。
- 稼働した排水ポンプに係る電気代に対する支援を求めるべきである。

（２）農業者からの意見について

- 農業者から次のような声を聴いているので検討してはいかかがか。
 - ・水が引いた後の蓮田の原状復帰支援、或いはごみ等を回収できるような資機材の提供
 - ・高台からの雨水の流れ込みが蓮田の冠水の原因の一つであることから、その対策について
 - ・収穫量減に対する支援
 - ・収量減により資材や肥料の購売代金支払いに支障が出る場合の支援

（３）農業者への支援について

- それぞれの圃場被害状況にあった支援策の検討について
- 今回の激甚災害のような豪雨の場合は、土地改良区のポンプの更新だけでは解決は困難であると思われる。霞ヶ浦の水位管理にも関連してくると思われるので、国県市で解決に向け検討すべき。
- 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例の適用を速やかに受け、これを有効に活用す

ることが重要である。

- 被害額が判明してからでは農家の資金繰りが立ち行かなくなるので、スピード感をもって農家の生活面への支援を検討すべき。
- 民地の崖崩れなどを早急に復旧しないと二次災害が懸念されるので、資金面の対策として無利子の融資を行えるような仕組みを構築すべき。

6 政策提言

- (1) 土地改良区所有の老朽化した排水ポンプの更新には国県等の交付金が活用できるものの、更新には多額の費用を要し相応の自己負担がかかることから、更新が進まない状況にある。今回のような豪雨災害は、今後も発生する可能性が否定できないことから、減災に資する排水ポンプの更新を促すために、極力自己負担が無くなるよう国や県に対して土浦市議会と関係機関が共に要望活動を行う。
- (2) 土浦市議会は、市に対して台風２号豪雨により被害を受けた農家への支援策として以下の政策を要望するものとする。
 - ① 排水路の機能維持のためには浚渫が重要であることから、県南農林事務所と連携し各土地改良区に対して交付金等の活用について周知を徹底すること。
 - ② 今回の豪雨災害では、大量の木やごみが排水ポンプに流れ着き、土地改良区の負担になっていることから、災害時のそれら処分等に対する支援について検討すること。
 - ③ この度の農業被害について、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例の適用が受けられれば、肥料購入費に対する助成や、無利子の経営資金の貸付を受けることが可能となる。農家によって被害状況が異なることから、同条例の被害地域指定を速やかに受けるよう努め、被害状況に合った支援策を受けられるようスピード感をもって対応すること。

令和５年７月２８日

土浦市議会議長 島岡 宏明